

留萌振興局告示第 6 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法律第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項の小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(しじみがい)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年1月31日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備 考
(1)漁業種類	(2)操業海域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(しじみがい)	留内共第1種共同漁業権漁場区域	5月1日から12月31日まで	33隻	総トン数5トン未満	1. 留萌振興局管内(天塩郡幌延町を含む。)に住所を有する者。 2. 操業区域に係る当該漁業の漁業権又は組合員行使権を有する者。	令和6年 3月 1日から 令和6年11月30日まで	1. この公告に係る許可の有効期間は、令和6年5月1日以前の許可は、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで、令和6年5月2日以降の許可は、許可の日から令和7年4月30日までとする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和6年5月1日以前の認可は、令和6年5月1日から令和6年10月31日まで、令和6年5月2日以降の認可は、認可の日から6ヶ月又は令和7年4月30日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、留萌振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) しじみがい以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (2) なまこ及びあわびが採捕された場合は、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (3) 知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。 (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。